

## ソフトピアジャパンセンター条例及び同条例施行規則の運用方針

### 用語の定義

- 条例 ソフトピアジャパンセンター条例（平成7年岐阜県条例第46号）  
規則 ソフトピアジャパンセンター条例施行規則（平成8年岐阜県規則第43号）  
財団 公益財団法人ソフトピアジャパン  
指定管理者 ソフトピアジャパンセンター指定管理者

### 条例第2条関係

条例第2条第2項の管理上必要な条件として、技術開発室及びインキュベートルーム（以下「入居施設」という。）の使用許可開始日前に入居のための設備設置に係る必要最小限の期間を定めることができる。

### 条例第3条関係

次に掲げる場合は、条例第3条第1号又は第2号に該当するものとして取り扱う。なお、利用申込書又は入居施設利用申込書が提出された際に、これらのいずれかに該当すると認められるときは、当該申込書を受け付けないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- (3) 使用の権利を譲渡又は転貸すると認められるとき
- (4) 使用する施設の定員を超えて人員が入場するおそれがあるとき
- (5) 著しい振動・音・臭気の発生や特殊な実験等により、他の使用者等への影響が出るおそれがあるとき
- (6) 宿泊施設を使用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊施設を使用しようとする者が、岐阜県旅館業法施行条例（昭和24年岐阜県条例第15号）第5条に該当するとき。

### 条例第4条関係

- 1 入居施設の利用料金を長期間に渡り納入しない者は、条例第4条第1号の規定に該当するものとして、滞納した期間に応じて、次に掲げる取扱いを行うものとする。
  - (1) 滞納期間が2ヶ月を超えたときは、退去勧告を行う。
  - (2) 滞納期間が3ヶ月を超えたときは、使用許可の取消しを行う。
- 2 次に掲げる場合は、条例第4条第4号または第6号に該当するものとして取り扱う。
  - (1) 条例第3条関係の各号に掲げる行為や様態に該当するおそれがあると認められるとき、または該当すると認められるとき。
  - (2) 宿泊施設における喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他火災予防上、危険な行為をするおそれがあると認められるとき、または行ったと認められるとき。

### 条例第5条関係

- 1 条例第5条第1項の「特別の設備」は、以下の各号に掲げる行為とする。
  - (1) ポスター、旗、幕、看板類の掲示又は設置
  - (2) 催しに関連する物品の販売若しくは頒布又は展示
  - (3) 資機材又は仮設置工作物の設置
  - (4) 火気又は危険物の使用
- 2 前項の「特別の設備」は、センターの使用許可の施設の範囲内とする。ただし、国若しくは地方公共団体又はこれらの公共団体が組織する団体が開催するものにあつては、この限りでない。

### 条例第7条関係

- 1 条例第7条第3項ただし書の「指定管理者が必要と認める場合」については、規則第

- 9条第1項に規定する申請に基づき、既納の利用料金の全額又は半額を返還する。
- 2 インキュベートルームを使用する者は、使用許可の開始日から1年間については、条例第7条第4項の「その他特別の理由があると認める場合」に当たるものとし、当該利用料金の2分の1の額を減免することができる。また、使用室数拡張の許可を受けてインキュベートルームを使用する者は、当初の使用許可の開始日から1年間については、拡張した使用室の利用料金を前者と同様に取り扱うものとする。
  - 3 ソフトピアジャパンセンター・スタートアップ・シェアオフィス入居企業等選定要綱に規定する使用許可を受けた者（以下「シェアオフィス使用者」という。）の当該利用料金については、前項前段に規定する減免を行わない。ただし、シェアオフィス使用者が、当該使用許可の期間終了後、インキュベートルームを使用する場合における当初の使用許可の開始日から1年間については、前項前段に規定する額の利用料金の減免を行うことができる。
  - 4 学生ベンチャー育成支援事業実施要綱に規定する使用許可を受けた者については、条例第7条第4項の「その他特別の理由があると認める場合」に当たるものとし、当該利用料金の全額を免除することができる。
  - 5 第2別館のインキュベートルーム及び技術開発室を使用する者が、高機能携帯端末向けアプリケーション開発法人等支援事業実施要綱第3条に規定する法人又は個人である場合は、使用許可の開始日から3か月間は、条例第7条第4項の「その他特別の理由があると認める場合」に当たるものとし、当該利用料金を減免することができる。
  - 6 第2別館のインキュベートルーム又は技術開発室を使用する者が、高機能携帯端末向けアプリケーション開発法人等支援事業実施要綱第3条に規定する法人又は個人であり、かつ、各種メディアへの露出により、広く「ソフトピアジャパン」を発信する実績を挙げていると認められる者である場合は、条例第7条第4項の「その他特別の理由があると認める場合」に当たるものとし、当該利用料金を減免することができる。
  - 7 第2別館のインキュベートルームを3年間使用した者が、継続して本館、第1別館又は第2別館の技術開発室を使用する場合は、条例第7条第4項の「その他特別の理由があると認める場合」に当たるものとし、使用許可の開始日から1年間については当該利用料金の5分の2の額を、開始日以後1年を経過した日から1年間については当該利用料金の5分の1の額を減免することができる。
  - 8 第3別館の3階に入居する者が、同3階の小会議室を使用する場合は、「その他特別の理由があると認める場合」に当たるものとし、利用料金を減免することができる。

## 条例別表関係

- 1 次の各号に掲げるホールを使用する場合において、当該各号に掲げる施設を併せて使用するときの当該施設の利用料金は、条例別表に規定する当該ホールの利用料金に含まれているものとする。
  - (1) 大ホール 控室、パントリー、調整室、同時通訳室
  - (2) 小ホール 控室、調整室、同時通訳室、クローク
- 2 次の各号に掲げる自動車は、条例別表備考第8号に規定する「知事が適当と認める自動車」とする。
  - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）第4に規定する療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転又は同乗する自動車
  - (2) 緊急を要する公務を行う自動車

## 規則第2条関係

- 1 入居施設の使用許可の期間は、技術開発室にあつては2年以内、インキュベートルームにあつては1年以内とする。

- 2 引き続き入居施設を使用しようとする者は、新たに使用許可を受けなければならない。この場合における使用許可の期間は、技術開発室にあっては2年以内、インキュベートルームにあっては1年以内とする。
- 3 インキュベートルームの使用許可の期間は、前2項の期間を通算して3年を超えることができない。
- 4 ソフトピアジャパンセンター・スタートアップ・シェアオフィスの使用許可の期間は、前3項の期間に算入しない。
- 5 第2別館技術開発室の使用許可の期間は、本条関係第1項から第3項までの期間を通算して5年を超えることができない。ただし、知事が必要と認める場合はこの限りでない。

#### **規則第7条関係**

- 1 地方公共団体等が使用する場合において規則第7条第1項ただし書の利用料金延納申請書の提出があったときは、原則として利用料金の延納を承認するものとする。
- 2 次に掲げる使用に係る利用料金は、使用后速やかに納付するものとする。なお、この場合、規則第7条第1項に規定する利用料金延納申請書の提出は要しない。
  - (1) 許可を受けた使用時間以外の使用で知事（条例第11条第3項の規定による指定があった場合は、指定管理者。次号において同じ。）がやむを得ないと認めて行った使用
  - (2) 許可を受けた附属施設設備等以外の附属施設設備等の使用で知事がやむを得ないと認めて行った使用

#### **規則第8条関係**

- 1 入居施設を除き、次の各号に掲げるものは、利用料金の納入が確実であるものとみなす。
  - (1) 入居施設を使用する者、岐阜県公有財産規則第15条第1号に該当するものとして目的外使用許可を受けた者及びソフトピアジャパンの分譲地に進出した企業
  - (2) ソフトピアジャパンの施設を頻繁に使用している者や企業で、過去の実績において使用料又は利用料金が確実に納入されている場合
  - (3) 施設予約システム利用者登録において口座振替申込を行った者
- 2 入居施設について、当該部屋の利用料金の後納が確実であると認められた場合には、利用料金後納を承認するものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金後納を承認したときは、利用料金後納承認書（別記第1号様式）により申請者に通知するものとする。

#### **規則第9条関係**

「天変地異その他」とは、地震、火災、台風、洪水等（直接的に影響を被ると想定される場合（警報など）を含む）、及び屋外施設に関し風雨、霧、煤煙などにより円滑な使用が不可能である場合をいう。

#### **規則別表第1関係**

岐阜県又は財団が主催又は共催する事業に使用する場合は、規則別表第1備考第1号に規定する「知事が必要と認める場合」として取り扱う。

#### **規則第2号様式関係**

入居施設利用申込書に添付する誓約書は別記第2号様式、事業計画書は別記第3号様式、入居者概要書は別記第4号様式とする。

附 則（平成8年5月決裁）

この方針は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 決裁）

この方針は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 決裁）

1 この方針は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

2 施行の日において、条例第 5 条関係第 3 項に該当し、かつ施行日前から技術開発室を使用している者に対しては、条例第 5 条関係第 3 項第 1 号並びに第 2 号中「技術開発室使用開始日」を「施行日（平成 11 年 6 月 1 日）」に読み替えて運用する。

附 則（平成 12 年 1 月 決裁）

この方針は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 決裁）

この方針は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 条例別表関係の改正規定 平成 12 年 4 月 1 日

二 規則第 5 条関係及び規則第 7 条関係の改正規定 平成 12 年 8 月 1 日

附 則（平成 12 年 5 月 決裁）

この方針は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月 決裁）

この方針は、平成 12 年 8 月 2 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 決裁）

この方針は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 条例 5 条関係第 1 項、規則第 2 条関係、規則第 5 条関係、規則第 7 条関係、規則第 9 条関係及び規則第 11 条関係の改正規定 平成 14 年 4 月 1 日

二 条例第 5 条関係第 2 項の改正規定 平成 14 年 5 月 1 日

三 条例第 5 条関係第 4 項の改正規定 平成 14 年 6 月 1 日

四 規則第 10 条関係第 4 項及び規則第 12 条関係の改正規定 平成 14 年 7 月 1 日

五 条例第 4 条関係及び規則第 10 条関係第 1 項の改正規定 平成 14 年 8 月 1 日

附 則（平成 16 年 3 月 決裁）

この方針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 決裁）

この方針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 決裁）

この方針は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 決裁）

この方針は、平成 22 年 9 月 24 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 決裁）

この方針は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、条例第 7 条関係第 8 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 決裁）

この方針は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 決裁）

この方針は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 決裁）

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 決裁）

この方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（規則第8条関係）

<p>利用料金後納承認書</p>	
<p>第 年 月 日</p>	
<p>住 所 （団体は所在地） 氏 名 様 （団体は名称）</p>	
<p>指定管理者 印</p>	
<p>次のとおり利用料金の後納を承認します。</p>	
<p>期 間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>
<p>備 考</p>	

第2号様式（規則第2号様式関係）

誓 約 書

年 月 日

指定管理者 様

私は、ソフトピアジャパンセンターに入居の上は、ソフトピアジャパンセンター条例、同施行規則及び指示された事項を固く守ることを誓約します。

住 所

（団体は所在地）

申請者氏名

（団体は名称及び代表者名）

印

第3号様式（規則第2号様式関係）

事業計画書

1 入居希望者のソフトピアジャパンでの進出計画概要

社名 (個人は屋号)	
代表者	
勤務予定者数	総数 名 (うち男性 名、女性 名) ソフトピア常駐 名 (うち男性 名、女性 名)

2 入居して行う商品・技術開発の概要

(1) 商品・技術開発に対する企業等の考え（得意とするIT分野について）

(2) 商品・技術開発の具体的内容（新規性、特徴等を踏まえて具体的に）

(3) ターゲットとなる市場の現況

(4) 商品、技術の優位性

(5) 地域への貢献（例：今後、地元での雇用の確保など）

(6) 商品・技術開発のスケジュール（入居期間内の商品・技術開発スケジュール）

\* 商品・技術開発の完成時期、商品化の時期を記入

\* 将来的に希望する入居予定期間に沿って記入

月	1 年 目	2 年 目	3 年 目
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

(7) 商品・技術開発の体制（先進的な研究開発を行う人材等の体制）

(8) 商品・技術開発等に係る資金計画

資金計画	資金額	調達先	摘要
自己資金	千円		
借入金	千円		
助成金	千円		
その他	千円		
合計	千円		

(9) 持込みをする主要設備・機器等

名称	使用目的	数量	消費電力（VA）

### 3 業績及び展望

(1) 業績推移一覧表

	昨年度 (実績) 年 月～ 年 月	本年度 (計画) 年 月～ 年 月	翌年度 (計画) 年 月～ 年 月	翌々年度 (計画) 年 月～ 年 月
売 上 高 (円)				
売 上 原 価 (円)				
販売費及管理費 (内 人件費) (円)				
営 業 利 益 (円)				
当 期 利 益 (円)				
資 本 金 (円)				
借 入 金 (円)				
総 従 業 員 数 (人)				
ソフトピア常駐 従 業 員 数 (人)				
備 考				

- ・個人事業主は、確定申告書の所得金額の金額を当期利益欄に記入、他社から仕入れがある場合は売上原価欄に記入。
- ・法人化の時期を「有限会社」「株式会社」に分けて備考欄に記入。
- ・その他、特記事項は備考欄に記入。

(2) 将来の展望 (例：〇〇年の公開を目指す等)

第 4 号様式（規則第 2 号様式関係）

入 居 者 概 要 書			
創 業 法人設立年月日	年 月 日 年 月 日		
資本金			
業 種			
事業内容			
直近 3 カ年の 売上高 (当期利益)	年	年	年
	( )	( )	( )
従業員数	人 (男 : 人、女 : 人)		
出資者、出資比率			
仕入先 販売先			
主要取引 金融機関			

# ソフトピアジャパンセンター管理規程

## (趣旨)

第1条 この規定は、ソフトピアジャパンセンター条例（平成7年岐阜県条例第46号。（以下「条例」という。））及び同条例施行規則（平成8年岐阜県規則第43号。（以下「規則」という。））に基づき、ソフトピアジャパンセンター（センター及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。（以下「センター」という。））の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (遵守義務)

第2条 条例第10条第1項第2号の「他人に危害又は迷惑を及ぼす行為」とは、概ね次のとおりである。

- (1) 多数集合して示威行為をすること。
- (2) 拡声器の使用等により、けんそうな状態を作り出すこと。
- (3) 面会を強要し、乱暴な言動をし、みだりに座り込み、又はセンターの一部を占拠すること。

2 条例第10条第1項第3号の「他人に危害又は迷惑を及ぼす物」とは、概ね次のとおりである。

- (1) 不潔、悪臭、異臭の物品
- (2) 劇毒物、発火性、引火性、爆発性その他の危険物

3 条例第10条第1項第6号の「知事が指示する事項」は、次のとおりとする。

- (1) 共用部分の無断使用、ポスター並びに看板類の掲示又は物品の放置をしないこと。
- (2) 動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外に駐車・駐輪しないこと。
- (4) 契約の勧誘、又は寄付若しくは署名の募集をしないこと。
- (5) その他、センターの適正な管理を妨げないこと。

## (立入の制限)

第3条 知事（条例第11条第3項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。））。以下この条及び第5条において同じ。）は、センターの秩序を維持するため必要があると認めるときは、陳情等の目的で立ち入ろうとする者に対し、立ち入ることのできる者の人数、立入りの時間、立入りの場所等を制限し、又は立入り後の行動について必要な指示をすることができる。ただし、指定管理者が当該制限又は指示をするに当たっては、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、センターの特定の場所への立入りの制限その他の制限をすることができる。ただし、指定管理者が当該制限をするに当たっては、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

## (出入口の開閉)

第4条 センターの本館、第一別館及び第二別館の出入口（夜間通用口を除く。）は、午前8時に開き、午後10時に閉じるものとし、第三別館の出入口（夜間通用口を除く。）は、午前7時に開き、午後11時に閉じるものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

（物品等の撤去）

第5条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、自らこれを撤去することができるものとする。

- (1) 条例第10条第1項各号に規定する行為に使用された物（同項ただし書を適用した場合を除く。）の所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者（以下「所有者等」という。）が、同条第2項に規定する命令に従わないとき、又はその物の所有者等が判明しないとき。
- (2) センターにおける秩序の維持、センターの適正な管理又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

附 則

この規程は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## ソフトピアジャパンセンター技術開発室入居企業等選定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ソフトピアジャパンセンター条例（平成7年岐阜県条例第46号）、ソフトピアジャパンセンター条例施行規則（平成8年岐阜県規則第43号）及びソフトピアジャパンセンター条例及び同条例施行規則の運用方針に基づき、指定管理者が行うソフトピアジャパンセンターの技術開発室の使用許可手続きを適正かつ効率的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (使用許可)

第2条 指定管理者は、技術開発室への入居を希望する企業等（以下「入居企業等」という。）から入居施設利用申込書を受理した場合は、第4条の規定に照らして速やかにその内容を調査しなければならない。

2 指定管理者は、調査結果を踏まえ、知事に意見聴取しなければならない。

3 指定管理者は、知事の意見を参考に、当該使用が適当であると認めるときは、入居施設利用承認通知書を入居企業等に交付するとともに、知事及び公益財団法人ソフトピアジャパン理事長に通知しなければならない。

### (審査時期)

第3条 入居企業等の選定審査は、原則として、入居施設利用申込書の提出があった都度行うものとする。

### (審査基準)

第4条 入居企業等の選定にあたっての審査基準は、次のとおりとする。

(1) 次の各号に定める技術開発室の入居対象業務のいずれかに該当すること。

#### 1 情報産業分野

- ① ソフトウェア技術の研究又は開発
- ② コンピュータを利用した映像、通信技術等の研究又は開発
- ③ 高精細な映像の加工・制作業務、研究又は開発
- ④ 放送・通信業務
- ⑤ 情報処理技術を利用した最新の製品研究開発

#### 2 その他情報関連分野に関連した業種

- ① 情報関連技術を利用した先端技術型事業
- ② 情報関連技術を利用した地域密着型事業
- ③ 情報産業を対象としたビジネス支援事業・人材関連事業

(2) 法人の経営状態等が良好であると認められること。

(3) 過去の入居に係る使用料等の滞納がないこと。

### (委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成7年5月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成8年2月23日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

## ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム入居企業等選定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ソフトピアジャパンセンター条例（平成7年岐阜県条例第46号）、ソフトピアジャパンセンター条例施行規則（平成8年岐阜県規則43号）及びソフトピアジャパンセンター条例及び同条例施行規則の運用方針に基づき、指定管理者が行うソフトピアジャパンセンターのインキュベートルームの使用許可手続きを適正かつ効率的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (入居審査委員会)

第2条 指定管理者は、インキュベートルーム入居企業等の選定審査を行うため、インキュベートルーム入居審査委員会（以下「委員会」という）を設置しなければならない。

2 委員会は、インキュベートルームへの入居を希望する企業等（以下「入居企業等」という。）から指定管理者に入居施設利用申込書の提出があったときは、第5条に規定する審査基準に基づき審査しなければならない。

### (使用許可)

第3条 指定管理者は、委員会の審査結果を踏まえ、知事に意見聴取しなければならない。

2 指定管理者は、知事の意見を参考に、当該使用が適当であると認めるときは、入居施設利用承認通知書を入居企業等に交付するとともに、知事及び公益財団法人ソフトピアジャパン理事長に通知しなければならない。

3 指定管理者は、入居企業等に対し、原則1室の使用を許可するが、入居企業等が2室の使用を希望した場合は、ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム使用室数拡張要綱の基準を充たすときは、この使用を許可することができる。

### (審査時期)

第4条 入居企業等の選定審査は、原則として、入居施設利用申込書の提出があった都度行うものとする。

### (審査基準)

第5条 委員会における審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 創業後間もない法人（原則として設立後5年以内の法人。ただし(3)で規定する分野に進出後1年以内又は進出予定の法人はこの限りではない。）又は個人であること。ただし海外系企業はこの限りではない
- (2) 中小企業基本法第2条第1項で定められた中小企業者であること。ただし海外系企業はこの限りではない
- (3) 次の各号に掲げるインキュベートルームの入居対象業務のいずれかに該当すること
  - 1 情報産業分野
    - ① ソフトウェア技術の研究又は開発
    - ② コンピュータを利用した映像、通信技術等の研究又は開発
    - ③ 高精細な映像の加工・制作業務、研究又は開発
    - ④ 放送・通信技術の研究又は開発
    - ⑤ 情報処理技術を利用した最新の製品の研究又は開発
  - 2 その他情報関連分野に関連した業種
    - ① 情報関連技術を利用した先端技術型事業
    - ② 情報関連技術を利用した地域密着型事業
    - ③ 情報産業を対象としたビジネス支援事業・人材関連事業
- (4) 次の各号に掲げる事業等の特性を有すること
  - ① 事業の独創性
  - ② 事業の新規性

- ③ 市場の成長性
  - ④ 事業の具体性
  - ⑤ 事業の社会性
  - ⑥ 事業の国際性
  - ⑦ 事業の収益性
- (5) 事業の具体化及び発展に強い意欲を有すること
- (6) 地域産業の高度化及び情報化への波及効果が期待できること

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## ソフトピアジャパンセンター・スタートアップ・シェアオフィス入居企業等選定要綱

### (目的)

第1条 ソフトピアジャパンセンター・スタートアップ・シェアオフィス（以下「シェアオフィス」という。）は、創業準備中及び創業後間もない法人又は個人が、事業のスタートアップ時期において、低廉な予算によりワーキングスペースを確保することを支援する目的で設置する。

### (利用施設)

第2条 シェアオフィスは、国際インキュベーションセンター1階のインキュベートルーム117・118号室とする。

### (入居審査委員会)

第3条 ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム入居企業等選定要綱第2条第1項に規定するインキュベートルーム入居審査委員会（以下「委員会」という。）は、シェアオフィスへの入居を希望する企業等（以下「入居企業等」という。）から指定管理者に入居施設利用申込書の提出があったときは、第7条に規定する審査基準に基づき審査しなければならない。

### (使用許可)

第4条 指定管理者は、委員会の審査結果を踏まえ、知事に意見聴取しなければならない。  
2 指定管理者は、知事の意見を参考に、当該使用が適当であると認めるときは、入居施設利用承認通知書を入居企業等に交付するとともに、知事及び公益財団法人ソフトピアジャパン理事長に通知しなければならない。

### (使用許可の期間)

第5条 使用許可の期間は、6月以内とする。ただし、1回に限り更新可能とし、最長1年まで使用することができる。

### (審査時期)

第6条 入居企業等の選定審査は、原則として、入居施設利用申込書の提出があった都度行うものとする。

### (審査基準)

第7条 委員会における審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 創業準備中の者（原則として入居後6か月以内に創業開始予定の者）及び創業後間もない法人（原則として設立後3年以内の法人）の代表者又は個人であること。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項で定められた中小企業者であること。
- (3) 次の各号に掲げる国際インキュベーションセンターのインキュベートルーム入居対象業務のいずれかに該当すること
  - 1 情報産業分野
    - ① ソフトウェア技術の研究又は開発
    - ② コンピュータを利用した映像、通信技術等の研究又は開発
    - ③ 高精細な映像の加工・制作業務、研究又は開発
    - ④ 放送・通信技術の研究又は開発
    - ⑤ 情報処理技術を利用した最新の製品の研究又は開発
  - 2 その他情報関連分野に関連した業種
    - ① 情報関連技術を利用した先端技術型事業
    - ② 情報関連技術を利用した地域密着型事業
    - ③ 情報産業を対象としたビジネス支援事業・人材関連事業

- (4) 次の各号に掲げる事業等の特性が期待されること
- ① 事業の独創性
  - ② 事業の新規性
  - ③ 市場の成長性
  - ④ 事業の具体性
  - ⑤ 事業の社会性
  - ⑥ 事業の国際性
  - ⑦ 事業の収益性
- (5) 事業の具体化及び発展に強い意欲を有すること
- (6) 地域産業の高度化及び情報化への波及効果が期待できること

(他のインキュベートルームへの移転)

第8条 シェアオフィスルームに入居している者が、国際インキュベーションセンターの他のインキュベートルームへの入居を希望する場合は、「ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム入居企業選定要綱」の規定は適用せず、指定管理者に利用承認変更申込書を提出することをもって入居申請にかえることができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム使用室数拡張要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、ソフトピアジャパンセンター条例（平成7年岐阜県条例第46号）、ソフトピアジャパンセンター条例施行規則（平成8年岐阜県規則第43号）及びソフトピアジャパンセンター条例及び同条例施行規則の運用方針に基づき、ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム（以下「インキュベートルーム」という。）の使用許可を受けている者に対して、使用室数拡張の取扱いを適正かつ効率的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### （拡張協議書の提出）

第2条 現在既にインキュベートルームに入居しており、インキュベートルームの使用室数の拡張を希望する者（以下「拡張希望者等」という。）は、利用承認変更申込書に「ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム拡張協議書」（別記第1号様式）（以下「拡張協議書」という。）を添付して指定管理者に提出しなければならない。

### （審査）

第3条 指定管理者は、拡張希望者等から利用承認変更申込書及び拡張協議書の提出があったときは、インキュベートルームの現地調査を行った上で、第6条に規定する審査基準に基づき審査しなければならない。

### （使用許可）

第4条 指定管理者は、前条の審査結果を踏まえ、知事に意見聴取しなければならない。

2 指定管理者は、知事の意見を参考に、当該拡張が適当であると認めるときは、入居施設利用承認通知書を拡張希望者等に交付するとともに、知事及び公益財団法人ソフトピアジャパン理事長に通知しなければならない。

### （審査時期）

第5条 拡張希望者等の選定審査は、原則として、利用承認変更申込書及び拡張協議書の提出があった都度行うものとする。

### （審査基準）

第6条 拡張希望者等の選定にあたっての審査基準は次のとおりとする。

- (1) 現在の常勤勤務者数が4名以上で、かつ当該状況に見合った事業実績及び計画があること。
- (2) 3ヶ月以内に常勤就労者の増員をし、総常勤就労者を4名以上にする計画があること。  
かつ当該増員計画に見合った、事業実績及び計画があること。
- (3) 事業に直接に必要な設備機器を設置するため新たなスペースを必要とし、かつ当該増設計画に見合った、事業実績及び計画があること。

### （委任）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成13年1月22日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

ソフトラピアジャパンセンター・インキュベートルーム拡張協議書

年 月 日

指定管理者 様

企業名

代表者氏名

現在入居の部屋

号室

現在入居中のインキュベートルームについて、次の理由により拡張したいので、関係書類を添えて協議します。

記

1 入居拡張希望室（拡張は2室、43.2㎡までを限度とします。）

区 分	部 屋 番 号（面 積）
インキュベートルーム	第1希望： (43.2㎡)
	第2希望： (43.2㎡)

2 入居予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 拡張を必要とする理由（できるだけ具体的に。別紙可）

4 添付書類

- (1) 事業実績報告書・事業計画書（別添によること）
- (2) 決算報告書（直近のもの。個人の場合は所得税の申告書等）
- (3) 月次試算表、資金繰り予定表（最新のもの）
- (4) その他

第1号様式別添（第2条関係）

事業実績報告書・事業計画書（拡張用）

※書くべき事項が多い時や少ない時は適宜、欄の拡張・縮小や別紙による対応をしてください。

1 企業概要

企業名等	
代表者名	
ソフトピアジャパン以外の事務所等	(所在地) (活動内容)

2 最近1年間の事業実績

(1) ソフトピアジャパンにおける週平均活動日数 \_\_\_\_\_日

(2) 社員数 全社員数\_\_\_\_\_名、うちソフトピアジャパン勤務社員数\_\_\_\_\_名

(3) ソフトピアジャパン勤務社員数の内訳

区 分	役 員	従業員数	パート・アルバイト	合 計
常 勤 者				
非 常 勤 者				
合 計				

(4) 執務環境（簡単な見取り図を添付してください）

OA机	台	約	m <sup>2</sup>
その他机	台	約	m <sup>2</sup>
応接机	台	約	m <sup>2</sup>
ロッカー	台	約	m <sup>2</sup>
事業に必要なその他の備品（備品名 _____）		約	m <sup>2</sup>
その他（コピー、テレビ、冷蔵庫、食器棚等）		約	m <sup>2</sup>
備品類計		約	m <sup>2</sup>



(7) 実施した業務、開発した技術・製品等の具体的内容

業務・技術名	内容・件数・特徴等
	(売上高 千円)

(8) 売上高、純利益

	前 期 (H . . . ~ H . . . )	後 期 (H . . . ~ H . . . )
売上高 (純利益)	(                    )	(                    )

### 3 今後1年間の事業計画

(1) ソフトピアジャパンにおける週平均活動日数 \_\_\_\_\_日

(2) 社員数 全社員数\_\_\_\_\_名、うちソフトピアジャパン勤務社員数\_\_\_\_\_名

(3) ソフトピアジャパン勤務社員数の内訳

区 分	役 員	従業員数	パート・アルバイト	合 計
常 勤 者				
非 常 勤 者				
合 計				

(4) 執務環境（簡単な見取り図を添付してください）

OA机	台	約	m <sup>2</sup>
その他机	台	約	m <sup>2</sup>
応接机	台	約	m <sup>2</sup>
ロッカー	台	約	m <sup>2</sup>
事業に必要なその他の備品（備品名	）	約	m <sup>2</sup>
その他（コピー、テレビ、冷蔵庫、食器棚等）		約	m <sup>2</sup>
備品類計		約	m <sup>2</sup>

(5) 事業の具体的内容（対象顧客、収益構造、市場規模、競合相手）

--



(8) 売上高、純利益（見込み）

売上高 (純利益)	前 期 (H . . . ~ H . . . )	後 期 (H . . . ~ H . . . )
	( )	( )

## 学生ベンチャー育成支援事業実施要綱

### （目的）

第1条 学生ベンチャー育成支援事業（以下「本事業」という。）は、大学等との連携を強化し、一体となってソフトピアジャパン・プロジェクトの推進を図るとともに、在学中からの起業化意識の向上、起業家の発掘及び起業化の促進による知恵産業おこしの推進を図ることを目的とする。

### （利用施設）

第2条 本事業で使用する施設は、国際インキュベーションセンター1階インキュベートルーム（以下「学生インキュベートルーム」という。）とする。

- 2 本事業に採択された場合における学生インキュベートルームの利用料金及び共益費は、全額免除するものとする。
- 3 大学等が使用できる学生インキュベートルームの部屋数は、1研究テーマにつき最大で2室までとする。

### （応募資格）

第3条 本事業の対象は、学校教育法第1条に規定する学校及び同第124条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）とし、次の活動ができること。

- (1) 岐阜県、公益財団法人ソフトピアジャパン、ソフトピアジャパン進出企業との連携を強化し、大学等の主導により起業化意識の向上、起業家の発掘、学生ベンチャーの育成に資する活動ができること。
  - (2) 学生インキュベートルームにおいて積極的に活動できること。
  - (3) ソフトピアジャパンで実施する事業に積極的に参加できること。
- 2 前項に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

### （入居協議書の提出）

第4条 学生インキュベートルームへの入居を希望する大学等（以下「入居大学等」という。）は、入居施設利用申込書に国際インキュベーションセンター入居協議書（別記第1号様式）（以下「入居協議書」という。）及び事業計画書（別記第2号様式）を添えて指定管理者に提出しなければならない。

### （使用許可）

第5条 指定管理者は、入居大学等から入居施設利用申込書、入居協議書及び事業計画書の提出があったときは、第3条に規定する応募資格について審査しなければならない。

- 2 指定管理者は、審査結果を踏まえ、知事に意見聴取しなければならない。
- 3 指定管理者は、知事の意見を参考に、当該使用が適当であると認めるときは、入居施設利用承認通知書を入居大学等に交付するとともに、知事及び公益財団法人ソフトピアジャパン理事長に通知しなければならない。

### （使用許可の期間）

第6条 学生インキュベートルームの使用許可の期間は、1年以内とする。

- 2 引き続き学生インキュベートルームを使用しようとする大学等は、新たに使用許可を受けなければならない。
- 3 学生インキュベートルームの使用許可の期間は、1研究テーマにつき前2項の期間を通算して3年を超えることができない。

### （審査時期）

第7条 入居大学等の応募資格審査は、原則として、入居施設利用申込書、入居協議書及び事業計画書の提出があった都度行うものとする。

(活動報告書の提出)

第8条 入居大学等は、使用許可期間の1年が満了する1月前までに、活動報告書(別記第3号様式)を知事及び指定管理者に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

国際インキュベーションセンター入居協議書（学生ベンチャー育成支援用）

年 月 日

指定管理者 様

所在地  
学校名  
代表者名

印

学生ベンチャー育成支援を目的に、国際インキュベーションセンターへ入居したいので、関係書類を添えて次のとおり協議します。

記

1 入居希望室

区 分	部 屋 番 号	
インキュベートルーム (学生ベンチャー育成支援用)	第1希望	
	第2希望	

2 入居希望期間（1年以内）

年 月 日 ~ 年 月 日

3 連絡先

所在地

所 属

担当者

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) パンフレット等
- (3) 利用者名簿
- (4) 研究者の実績

第2号様式（第4条関係）

事業計画書（学生ベンチャー育成支援用）

学校名	
部屋番号	
事業名 (テーマ)	
事業概要	※学生インキュベートルームでの活動内容（プロジェクトの内容、目標、実施スケジュール等）を具体的に記入してください。
期待できる効果	
利用者数	教員等（ 人） 学生（ 人） その他（ 人） 合計（ 人）
責任者	氏名： 役職：
連絡先	TEL： FAX： e-mail：

注 事業計画書は、部屋番号ごとに作成すること。

第3号様式（第8条関係）

活動報告書（学生ベンチャー育成支援用）

学校名	
部屋番号	
事業名 (テーマ)	
本年度の 事業内容 等	
DCでの 活動実績 等	
期待できる 効果	
利用者数	教員等（ 人） 学生（ 人） その他（ 人） 合計（ 人）
責任者	氏名： 役職：
連絡先	TEL： FAX： e-mail：

- 注 1. 活動報告書は、事業（テーマ）ごとに作成すること。  
 2. 活動状況は、現状及び今後の展望も含めて記載すること。  
 3. 利用者数は、実際にドリーム・コアを利用して活動している人数とすること。

## 高機能携帯端末向けアプリケーション開発法人等支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 高機能携帯端末向けアプリケーション開発法人等支援事業（以下「本事業」という。）は、高機能携帯端末で動作するアプリケーションの開発を行う人材の集積・交流を推進し、ソフトピアジャパンの活性化を図ることを目的とする。

### (利用施設)

第2条 本事業で使用する施設は、原則として国際インキュベーションセンター1階及び2階のインキュベートルームとする。ただし、国際インキュベーションセンター1階については、学生ベンチャー育成支援事業での利用を優先する。

### (応募資格)

第3条 本事業の対象は、次に掲げる活動を行う法人又は個人とする。

- (1) 高機能携帯端末で動作するアプリケーションを開発すること。
- (2) 国際インキュベーションセンターに拠点を置き、積極的な活動ができること。
- (3) 情報科学芸術大学院大学及び公益財団法人ソフトピアジャパンとの連携を図りながら、ソフトピアジャパンで実施される事業に積極的に参加できること。

### (利用料金)

第4条 利用料金は、ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルームと同額とする。ただし、設立後5年を経過した法人及びソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム入居企業等選定要綱第5条(3)で規定する分野に進出後1年を経過した法人については、技術開発室と同額とする。

### (入居審査委員会)

第5条 ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム入居企業等選定要綱第2条第1項に規定するインキュベートルーム入居審査委員会（以下「委員会」という。）は、入居を希望する企業等（以下「入居企業等」という。）から指定管理者に入居施設利用申込書の提出があったときは、第9条に規定する審査基準に基づき審査しなければならない。

### (使用許可)

第6条 指定管理者は、委員会の審査結果を踏まえ、知事に意見聴取しなければならない。

- 2 指定管理者は、知事の意見を参考に、当該使用が適当であると認めるときは、入居施設利用承認通知書を入居企業等に交付するとともに、知事及び公益財団法人ソフトピアジャパン理事長に通知しなければならない。
- 3 指定管理者は、入居企業等に対し、原則1室の使用を許可するが、入居企業等が2室の使用を希望した場合は、ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム使用室数拡張要綱の基準を充たすときは、この使用を許可することができる。

### (使用許可の期間)

第7条 使用許可の期間は、1年以内とする。ただし、設立後5年を経過した法人及びソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム入居企業等選定要綱第5条(3)で規定する分野に進出後1年を経過した法人については、2年以内とする。

- 2 引き続き使用しようとする法人又は個人は、新たに使用許可を受けなければならない。

### (審査時期)

第8条 入居企業等の応募資格審査は、原則として、入居施設利用申込書の提出があった都度行うものとする。

(審査基準)

第9条 委員会における審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する応募資格を有すること
- (2) 次の各号に掲げる事業等の特性を有すること
  - ① 事業の独創性
  - ② 事業の新規性
  - ③ 市場の成長性
  - ④ 事業の具体性
  - ⑤ 事業の社会性
  - ⑥ 事業の国際性
  - ⑦ 事業の収益性
- (3) 事業の具体化及び発展に強い意欲を有すること
- (4) 地域産業の高度化及び情報化への波及効果が期待できること

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

東北地方太平洋沖地震によるソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム入居企業等選定要綱等の特例に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東北地方太平洋沖地震で直接又は間接に被害を受け、所在地での高機能携帯端末向けアプリケーション開発業務の遂行が困難になった法人若しくは個人（以下「対象者」という。）に関し、ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム入居企業等選定要綱（以下「選定要綱」という。）及び高機能携帯端末向けアプリケーション開発法人等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の特例を定めて、当該事業の迅速、かつ、円滑な実施を図ることを目的とする。

(ソフトピアジャパンセンター・インキュベートルーム入居企業等選定要綱に関する特例)

第2条 対象者については、選定要綱第3条第3項の規定は、適用しない。

(高機能携帯端末向けアプリケーション開発法人等支援事業実施要綱に関する特例)

第3条 対象者に関する実施要綱の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 実施要綱第2条中「原則として国際インキュベーションセンター1階及び2階とする。ただし、国際インキュベーションセンター1階については、学生ベンチャー育成支援事業での利用を優先する」とあるのは「国際インキュベーションセンターとする」とする。
- (2) 実施要綱第3条中「次に掲げる活動を行う法人又は個人とする」とあるのは「東北地方太平洋沖地震で直接又は間接に被害を受け、所在地での業務の遂行が困難になった法人若しくは個人で、次に掲げる活動を行う者とする」とする。
- (3) 実施要綱第6条第3項の規定は、適用しない。

(委任)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# ソフトピアジャパンセンター使用料等滞納整理実施要領

## 第1 目的

この要領は、ソフトピアジャパンセンター使用料等の滞納整理事務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 用語の定義

条例 ソフトピアジャパンセンター条例

規則 ソフトピアジャパンセンター条例施行規則

運用方針 ソフトピアジャパンセンター条例及び同条例施行規則の運用方針

使用料 条例に定める使用料、規則に定める使用料及びソフトピアジャパンセンターにおける行政財産の目的外使用許可を受けた施設等に係る使用料

管理費 施設等の使用に係る電気代、水道代及びその他の実費（共益費相当分も含む）

使用料等 上記に掲げる使用料及び管理費

入居者等 条例及び行政財産の目的外使用許可によりソフトピアジャパンセンターの施設の利用を許可された者

## 第3 督促状及び催告書の発布

一 督促状 入居者等が納期限までに使用料等を納入しない場合は、岐阜県会計規則第33条の規定により、納期限後20日以内に督促状（様式1-1、1-2）を発するものとする。

なお、督促状に記載する納期限については、督促状を発する日から10日以内とする。

二 催告書 督促状に定める納期限を過ぎてもなお未納の滞納者（以下単に「滞納者」という。）に対し、毎年度5月・8月・11月・2月に催告書（様式2）を発するものとする。

## 第4 入居中（施設利用中）の者に対する滞納整理

### 一 文書勧告等

#### イ 滞納月数2ヶ月以上の場合

滞納者に対し、運用方針条例第4条関係の規定により、退去（利用停止）を勧告する旨の文書（様式3）を発するとともに、納付誓約書（様式4）の提出を求めるものとする。

#### ロ 滞納月数3ヶ月以上の場合

次の基準に該当する滞納者に対し、支払督促を申し立てる旨の予告書（様式5）（以下「予告書」という。）を発することができるものとする。

（1）相当の収入があると認められる者

（2）使用料等を納付できないほどの経営状況等とは認められない者

（3）納付意識に欠け、誠意が認められない者

予告書に記載した納期限までに使用料等の納付がない場合（納付誓約書が提出されたときは、納付誓約期日までに納付のない場合）は、運用方針条例第4条関係の規定により利用取消通知書（規則第5号様式）を発するとともに、簡易裁判所に対し支払督促の申立を行うものとする。

### 二 面接徴収等

原則として、滞納月数2ヶ月以上の者に対し、毎月、関係機関と協力して面接徴収を実施するものとする。

### 三 滞納整理の管理

滞納者に対する滞納整理の状況については、使用料等滞納整理票（様式6）を作成し、管理するものとする。

## 第5 退去者に対する滞納整理

### 一 文書催告等

イ 使用料等を滞納したまま退去（利用終了）した者に対し、納付誓約書（様式7）の提出を求めるものとする。

ロ イに規定した納付誓約書に記載した納期限までに使用料等の納付がない場合は、第4の一のロの基準に準じて、簡易裁判所に対し支払督促の申立を行なうことができる。

### 二 面接徴収等

第5の一のイに規定する納付誓約書に記載した納期限までに使用料等の納付がない場合は、原則として毎月、面接聴取を実施するものとする。

### 三 滞納整理の管理

退去者に対する滞納整理の状況については、使用料等滞納整理票（様式6）及び使用料等滞納退去者追跡票（様式8）を作成し、管理するものとする。

## 第6 不能欠損処分

一 使用料については、岐阜県会計規則第36条の規定により消滅時効が完成したものについて、不能欠損処分を行うものとする。

二 管理費については、ソフトピアジャパンセンターを退去（無断退去を含む。）し、5年を経過したものに係るもので、かつ消滅時効の完成し債務者が時効援用したものについて、岐阜県会計規則第36条の規定により不能欠損処分を行うものとする。

### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成24年8月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、令和元年6月1日から適用する。

様

督促状	第 号
年度	
金 額	円
納付目的	ソフトピアジャパンセンター（目的外）使用料
指定納期限	年 月 日
<p>上記の金額は、納期限（ 年 月 日）までに完納されておられませんので、至急納入してください。なお、納入される時は納入通知書に記載したところにより計算した延滞金を納入してください。</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合において、上記1の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起しなければなりません。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき</p> <p>ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p> <p>3 上記2の訴訟において、被告とすべき者は岐阜県で、岐阜県を代表する者は岐阜県知事です。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">収支等命令者 岐阜県知事 (取扱機関 課)</p>	

この督促状の送達前に完納されているときは、行き違いによるものですから悪しからずご了承ください。

備考 この様式は、公法上の債権に関する歳入について使用すること。

様

督促状	第 号
年度	
金額	円
納付目的	ソフトラピアジャパンセンター管理費（電気代・水道代・共益費）
指定納期限	年 月 日
<p>上記の金額は、納期限（ 年 月 日）までに完納されておられませんので、至急納入してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>収支等命令者 岐阜県知事 (取扱機関 課)</p>	

この督促状の送達前に完納されているときは、行き違いによるものですから悪しからずご了承ください。

備考 この様式は、私法上の債権に関する歳入について使用すること。  
納付目的欄は不要な個所を抹消して使用すること。

# 催 告 書

年 月 日

様

岐阜県知事

下記、ソフトピアジャパンセンター使用料等は、まだ納付されていませんので、今すぐ納付してください。

## 記

年 月 日 現在					
ソフトピアジャパンセンター（目的外）使用料					
4月		5月		6月	
7月		8月		9月	
10月		11月		12月	
1月		2月		3月	
/		月数	月	合計	円
以 前		月数	月	合計	円
ソフトピアジャパンセンター管理費（電気代・水道代・共益費）					
4月		5月		6月	
7月		8月		9月	
10月		11月		12月	
1月		2月		3月	
/		月数	月	合計	円
以 前		月数	月	合計	円
請 求 金 額				円	

（備 考）この催告書の金額を納めるときは、先に送付しました納入通知書によって納めてください。なお、この催告書の到着前に納められた場合は、行き違いですので悪しからずご了承ください。

（連絡先）岐阜県 部 課 電話（ ） -

様式3

# 勸告書

様

ソフトピアジャパンセンター条例第4条第1号の規定に基づき、ソフトピアジャパンからの退去を勧告します。

記

理由 ソフトピアジャパンセンター条例第8条第1項違反（使用料未払い）

年 月 日

岐阜県知事

様式4 (入居者用)

平成 年 月 日

岐阜県知事様

住所  
(団体は所在地)

氏名  
(団体は名称及び代表者氏名)

印

### ソフトピアジャパンセンター使用料等納付誓約書

私は、現在ソフトピアジャパンセンターの使用料等を滞納していますが、その理由はつぎのとおりです。滞納使用料等については、今後下記納付誓約期日により必ず支払うことを約束します。

また、誓約日以後毎月の使用料等は、必ずその月の納期限までに支払うことを約束します。

なお、万一違約したときは、ソフトピアジャパンセンター条例による使用許可を受けた施設の明渡しについてなんら異議を申しません。

#### 記

○滞納した理由

--

○滞納使用料等の納付誓約日

滞納月分	滞納使用料等 円	納付誓約期日	備考
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
合計			

○送付先

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県 部 課

第 号  
年 月 日

様

岐阜県商工労働部情報産業課長 印

ソフトピアジャパンセンター使用料等の滞納に係る  
法的措置の実施について（通知）

あなたが入居しているソフトピアジャパンセンターの使用料等が、 年 月 日  
現在（ 年 月分使用料等まで）下記のとおり滞納となっておりますので、ただちに納付される  
よう重ねて催告します。  
年 月 日までに滞納が解消されない場合は、法的措置の手続きをとりますので、あらかじめ  
申し添えます。

記

1 滞納使用料等の状況

滞 納 年 月	滞納使用料等 円	月 数	備 考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
合 計			

2 連絡先 岐阜県 部 課 TEL ( ) -

※ この通知書の到達前に納付されている場合は、悪しからずご了承下さい。



年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

住 所  
(団体は所在地)  
氏 名  
(団体は名称及び代表者氏名)

印

### ソフトピアジャパンセンター使用料等納付誓約書

私は、ソフトピアジャパンセンターの使用料等を滞納したまま退居しましたが、滞納使用料等については、今後下記納付誓約期日により必ず支払うことを約束します。

#### 記

○滞納使用料等の納付誓約日

滞 納 月 分	滞納使用料等 円	納 付 誓 約 期 日	備 考
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
年 月		年 月 日	
合 計			

○送付先

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県 部 課